

令和5年度自主点検表 主な改訂点

1 身体拘束廃止未実施減算に係る経過措置の終了

令和5年4月1日から減算を適用

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正

施行日 **令和5年4月1日**

①児童福祉施設等における安全計画の策定

令和6年3月31日までは**努力義務**

②自動車を運行する場合の所在確認と安全装置の装備の義務付け

安全装置の設置について、令和6年3月31日までは**経過措置**

3 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月以降について加算が創設されたため追加

※詳細及びその他の改正点については各種サービスの自主点検表をご確認ください。